令和6年度みやぎの食育・栄養推進業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度みやぎの食育・栄養推進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

3 委託業務の目的

本業務は、第4期宮城県食育推進プラン(以下「食育プラン」という。)のコンセプト「次世代へ伝えつなげる食育の推進〜健やかに、宮城で生きる〜」を踏まえて、子ども向け食育教材の制作等をはじめとする多様な媒体や機会を活用し、肥満や食塩摂取量など宮城県民の健康課題等の解決に向けた「食育を通した健康づくり」及びみやぎ食育表彰やみやぎ食育応援団による好事例の発信等による、行政・教育機関・関係団体及び地域が連携する「みんなで支え合う食育」の一体的な推進を目的とする。

4 委託業務の内容

本業務は、3の目的を踏まえ、若い世代や働き盛り世代を中心とした全世代を対象とし、次の業務を 実施する。なお、実施時期については、「みやぎ食育推進月間」(11月)を中心とし、実施時期の定 めのないものについては契約期間中に偏りなく事業を実施すること。

(1)食育フェスティバルの実施

食育関係者の取組紹介や好事例を横展開することで食育・栄養の機運醸成を図ることを目的に、 下記の業務を実施する。

イ 実施時期 令和6年11月の1日間

口 場 所 仙台市内

ハ 参 集 者 食育関係者等約100人

ニ 内 容

(イ) ステージイベントの実施

- a みやぎベジプラスメニュー*1の商品化開発の取組紹介(10品程度)
 - ・メニュー考案者である学生や協力企業による取組紹介
 - ・メニューの開発は発注者(協力:管理栄養士養成大学、企業)が行い、取組内容、メニュー等の情報は発注者が提供する。

※1みやぎベジプラスメニュー…発注者の基準により作成したメニュー

ベジプラス 100&塩 eco HP (https://kenko-3150.jp/vegeplus100/)

- b みやぎ食育表彰 表彰式及び受賞者の取組紹介
 - ·授賞予定者 大賞1·奨励賞2
 - ・受賞者の選定は発注者が行い、受賞者の情報については発注者が提供する。

- c みやぎ食育応援団による取組紹介
 - ・取組紹介者 5から10団体程度
 - ・取組紹介者は発注者で募集し、情報については発注者が提供する。
- (ロ) 情報発信コーナーの設置
- a 学生によるみやぎベジプラスメニュー展示ブース
- b 食育表彰受賞者の取組紹介ブース (パネル展示等)
- c みやぎ食育応援団による情報発信ブース
 - ・団体毎にブースを設けて情報発信を行う。
 - ・ベジプラスメニューの試食など体験型のコーナーの設置も含まれる。
 - ・みやぎ食育応援団ブースの運営は原則応援団で行う。

[留意事項]

- ・業務内容を踏まえて食育・栄養推進の機運醸成を図ることを目的に同会場で一体的な企画とすること。
- ・具体的な内容は提案により、発注者と協議の上、決定する。
- ・日時は発注者と協議の上決定する。
- ・イベントの実施に係る人員、費用(人件費、旅費、駐車場含む会場費、物品・設備費)及び広報 については受注者負担とする。
- ・会場は参加者の利便性を踏まえて交通の便が良い場所とする。

(2) 子ども向け食育普及啓発事業

食育プランの重要性や内容を理解し、子どもやその家族に「野菜を食べよう」「減塩しよう」及び「朝ごはんを食べよう」の3つのテーマを訴求することを目的に、下記の業務を実施する。

- イ 食育を学べる参加型食育コンテンツ (動画) の制作
 - (イ)制作時期 令和6年9月まで
- (ロ)動画の内容
 - 動画は小学校高学年向けとする。
 - ・動画の構成は、発注者と協議の上、決定する。構成の一部は「ルルブル^{※2}」の普及内容と する。
 - ・タブレット等で閲覧・操作しやすいコンテンツとする。
 - ・子どもがタッチしながら学べるクイズ形式を採用し、クイズは10問程度とする。
 - ・動画 (アニメ) にナレーションを加える。
 - ・動画の長さは10分程度とする。
 - ・成果品は一般的なプレーヤーでの再生及びパソコンで複製可能なデータ形式とする。
 - ・インターネット(発注者ホームページ等)で使用できるものとする。
 - ※2 ルルブル…「しっかり寝る・きちんと食べる・よく遊ぶで健やかに伸びる」の意味

ルルブル HP (https://www.pref.miyagi.jp/site/ruruburu/)

- ロ 参加型食育コンテンツ (動画) を活用した食育イベントの開催
- (イ) 実施時期 令和6年10月の2日間
- (ロ)会場発注者が指定する会場
- (ハ)参加者 宮城県内の親子 約1,000人
- (二) 内 容 食育イベントは下記の内容を含むものとする。
- a 上記イで制作した動画の体験
- b 野菜摂取量の見える化体験
- c 参加者プレゼント (規格外野菜等)

「留意事項]

- ・開催場所は上記フェスティバルに加え、子育て応援団すこやか 2024 (仮称) **3 を含む 1 か所以上で 開催する。
- ・実施にかかる運営、人員、物品、設備等については受注者負担とする(ただし、出展料は含まない)。
- ※3 子育て応援団すこやか…子どもを楽しく育てられる社会環境づくりを目的に開催されている。

子育て応援団すこやか HP (https://www.mmt-tv.co.jp/event/articles/jt0qjvdwdwg4o3d7.html)

- ハ 参加型食育コンテンツ (動画) の広報と効果判定
 - (イ) 実施時期 令和6年10~11月
 - (ロ) 内 容 上記イで制作した動画の広報及びアンケート調査による効果判定
 - a 全県の小学校高学年向けに発信している広報媒体(冊子)に、1回以上2頁程度の制作動画広告等を掲載する。
 - b 効果判定は、食育イベント参加者を対象にアンケート調査を実施する。アンケート内容は発注者と協議の上、決定する。

(3)「ベジプラス100」の普及推進

「野菜摂取量の増加」の重要性の普及と日常的に「野菜摂取量の増加」を意識することを目的に 下記の業務を実施する。

- イ ベジプラス動画の普及
 - (イ) 実施時期 令和6年11月
 - (ロ) 内 容 ベジプラス動画の広告配信等
 - a 発注者が提供する15秒の動画を使用する。
 - b 普及に当たっては YouTube の広告配信等若い世代や働き盛り世代を中心に広く普及できるよう工夫をすること。
- ロ ホームページや SNS の更新による普及
- (イ) 実施時期 通年(目安 月1~2回程度)
- (ロ) 内 容 ホームページやSNSの更新
- a ホームページは下記の「ベジプラス 100&塩 eco について」のページを更新する。

(https://kenko-3150.jp/)

- b ホームページの更新に当たっては発注者の指定した業者と連携の上、実施すること。
- cホームページやSNSの更新内容は発注者と協議の上、決定する。
- d 宮城県保健福祉部健康推進課の SNS アカウントを活用すること。
- ハ ベジプラス100&塩 eco 普及コーナーの設置及び普及啓発
 - (イ) 実施時期 発注者が指定する時期
- (ロ) 実施場所 宮城県内のスーパー等10か所
- (ハ) 内 容 普及コーナーの設置・普及啓発
- a 普及コーナー設置場所は、発注者が指定する場所1か所を含む場所とし、仙台市外を含む発注 者が指定する地域で広く実施すること。
- b 実施にかかる運営、会場(1か所除く)、人員、物品、設備等については受注者負担とする。
- c 10か所のうち少なくとも5か所以上は体験型のコンテンツを含めること。
- ニ 啓発グッズの制作
 - (イ) 実施時期 令和6年8月頃
 - (ロ) 内 容 啓発グッズの制作、普及(リーフレット、ポスター、POP、ミニのぼり等)
 - a 制作する啓発グッズの内容・数量は、発注者と協議の上決定する。
 - b デザインの原版は発注者より提供する。
 - c 制作した啓発グッズは発注者や発注者が指定する企業に送付する。
- ホ みやぎベジプラスメニューの商品化・販売の取組 PR
- (イ) 実施時期 令和6年11月
- (ロ)内 容 みやぎベジプラスメニューの商品化・販売についてメディア等での PR 活動
- a PR 活動については、メディア(テレビ番組等)、ホームページ、SNS 等を活用し販売促進のために効果的に実施すること。
- b 販促物 (チラシ) を作成すること。

(4) その他必要と思われる業務

業務委託の目標を達成するため、上記 $1\sim4$ に加え、提案者の創意工夫に基づく取組を提案し実施すること。

5 業務の成果指標と目標

目標値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

項目	成果指標	目標値等		
(1) 食育フェスティバル	イ 食育フェスティバルの開催	イ 1回		
(2) 子ども向け食育普及啓	イ 動画制作本数	イ 1本以上		
発事業	ロ 動画を体験する食育イベント等	口 2回以上		
	の開催回数			
(3)「ベジプラス100」の	イ 動画の普及期間	イ 4週間以上		
普及推進	ロ ホームページの更新、SNS の更新	口 随時(目安 月1~2回)		

ハ	普及啓発コーナー設置店舗数	ハ	10箇所以上で各1回以
=	啓発グッズの作成数		上 うち体験型コーナー
ホ	みやぎベジプラスメニュー商品		5か所以上で各1回以上
	化・販売の取組にあたるメディア	11	4種類以上
	(テレビ等)での PR 回数	ホ	1回以上

6 その他留意事項

- (1) 当仕様書に定めのない事項については、随時、発注者と協議すること。
- (2)日程、実施場所、デザイン、目標値等の決定に当たっては、発注者と事前に協議すること。また、 事業の進捗状況等について、月に1回以上報告や打合せを行う体制を組み、円滑な進行管理に 努めること。
- (3) 本業務において制作した各デザインデータ、システム、資料等について、著作権は発注者に帰属 するものとし、二次利用可能な高画質のデータとして CD-R 等に保存し、宮城県保健福祉部健康 推進課に納品すること。
- (4) 宮城県内全域で周知、取組を行うこと。また、みやぎ食育応援団と連携した取組を提案すること。
- (5) 一部の事業については、宮城県が別途主催する事業と連動して実施される場合がある。
- (6) 事業の実施に当たり、発注者と協議の上、発注者所有のロゴマーク、ポスター、パンフレット等 を使用することは妨げない。
- (7)システム障害、プライバシーの侵害等速やかに対応が必要な事象が発生した場合に備え、休業日にも連絡が取れる体制を構築すること。
- (8) 特定企業の利益誘導や営利を目的としないこと。

7 成果品

- (1) 本業務に基づき制作したもの ※制作物の権利は発注者に帰属する。
- (2) 実施報告書

実施報告書は、下記イ~ハを含むこと。

- イ 各項目の成果指標の実績値
- 口 取組実績(内容)
- ハ 本業務に基づき作成した成果物一覧

8 納入場所

宮城県保健福祉部健康推進課

9 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、発注者と受注者による打合せを定期的に行うものとする。

10 契約の条件等

(1)機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3)環境負荷への配慮

受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙2「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

11 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了 し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

- 第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。 (個人情報の持ち出しの禁止)
- 第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目 的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該 契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用して はならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に 必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された 資料は、業務完了後直ちに、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に 指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発 注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

- 第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により 承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に 委託する場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者 に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続及び方法について 具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、 発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。 (実地調査)
- 第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地 に調査することができる。

(指示及び報告等)

- 第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。 (個人情報に関する取扱要領等の作成)
- 第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要

領等を作成し、発注者に報告しなければならない。 (事故発生時の対応)

- 第17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る 帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事 故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

環境負荷の軽減について

- 1 報告書の作成
- (1) 非塗工紙使用の場合 内容は可能な限りコンパクト化し、再生紙を使用し、両面印刷とすること。
- (2) 塗工紙使用の場合 内容は可能な限りコンパクト化し、再生紙を使用し、両面印刷とすること。
- 2 自動車を使用する場合 適切な大きさ・燃料の車両を使用し、効率的な運行計画(経路等)を策定すること。駐車中の不 要なアイドリング停止を徹底すること。
- 3 廃棄物・廃液等が発生する場合 廃棄物の発生抑制に努め、廃液等は適正に処理すること。